

議員提出議案第3号

取手市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり，取手市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年3月19日

取手市議会議長 入江 洋一 殿

提出者	取手市議会議員	齋藤 久代
	〃	結城 繁
	〃	山野井 隆
	〃	細谷 典男
	〃	赤羽 直一
	〃	岩澤 信
	〃	佐藤 隆治

提案理由

請願と陳情の取扱いを明確にするため，本条例の一部を改正するものです。

取手市議会会議規則の一部を改正する規則

取手市議会会議規則（昭和45年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(陳情書の処理) 第145条 議長は、陳情書又はこれに類する <u>ものについては、その写しを議員に配布する。ただし、議長が特に必要かつ相当と認めるものは、請願書の例により処理するものとする。</u>	(陳情書の処理) 第145条 議長は、陳情書又はこれに類する <u>もので、議長が必要かつ相当と認めるものは、請願書の例により処理するものとする。</u>

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に議会に提出されているこの規則による改正前の第145条に規定する陳情書又はこれに類するものの処理については、なお従前の例による。